

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

わが国は、生活環境の向上や医学の進歩などにより、平均寿命が延び、世界でも有数の長寿国となっています。一方で、不規則な食生活や運動不足等の生活習慣の変化などにより、がんや糖尿病、循環器疾患等の生活習慣病の割合は増加し、寝たきり・認知症などの介護が必要となる人も増えており、健康寿命の延伸による生活の質の向上や持続可能な社会保障制度の維持に向けた取組が課題となっています。

今後、人生100年時代に本格的に突入する中で、誰もがより長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はますます高まっており、健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められています。

このような中、国は、平成12年に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を開始し、健康寿命の延伸の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防をはじめとした国民の健康づくり活動を推進しています。

本市は、こうした状況を踏まえ、平成15年に市町村健康増進計画として「健康くるめ21」を策定し、これまで2期にわたって、健康寿命の延伸に向けて生活習慣病の発症予防や重症化予防のための対策をはじめとした様々な取組を推進してきました。

令和5年度は「第2期健康くるめ21」の計画期間の最終年度であることから、これまでの取組状況の最終評価を踏まえ、引き続き計画的に市民の健康増進を図るために、「第3期健康くるめ21」を策定しました。本計画では、久留米市の今後の健康づくりの取組の方向性を明らかにしており、市民や地域、関係機関と市とが協働しながら、様々な健康づくりの取組を一体的、かつ重層的に推進していきます。

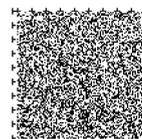
2 計画の位置付け

「第3期健康くるめ21」は、国の「健康日本21（第三次）」の方向性や目標などを踏まえ、健康増進法[※]に規定される「市町村健康増進計画」として策定したものです。

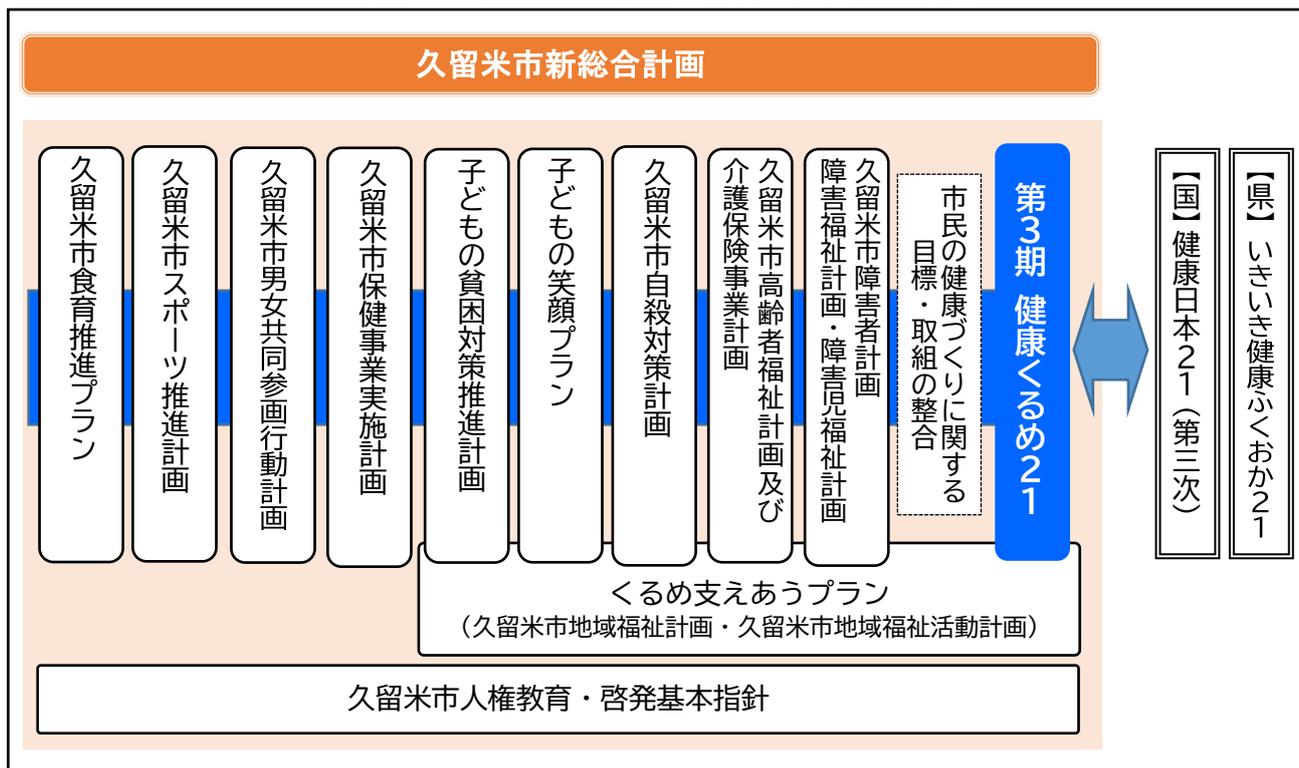
本計画を「久留米市新総合計画」の目指す都市像の一つである「市民一人ひとりが輝く都市久留米」における「健康で生きがいがあるまち」の実現に向けた個別計画として位置付け、他の関連する計画と整合性を図りながら、関連部署と連携して取組を進めていきます。

※ 健康増進法（第8条第2項）

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



<「第3期健康くるめ21」と他の関連計画等との関係>

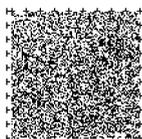


【SDGsの理念との整合】

国際目標である「持続可能な社会の実現を目指すための目標（SDGs）」では、保健分野の取組目標として「すべての人に健康と福祉を（Goal 3）」が設定されています。また、本計画に関連する取組目標として、「ジェンダー平等を実現しよう（Goal 5）」や「パートナーシップで目標を達成しよう（Goal 17）」があります。

本計画においては、これらの目標を念頭に置いて、市民の健康づくりの取組を推進していきます。

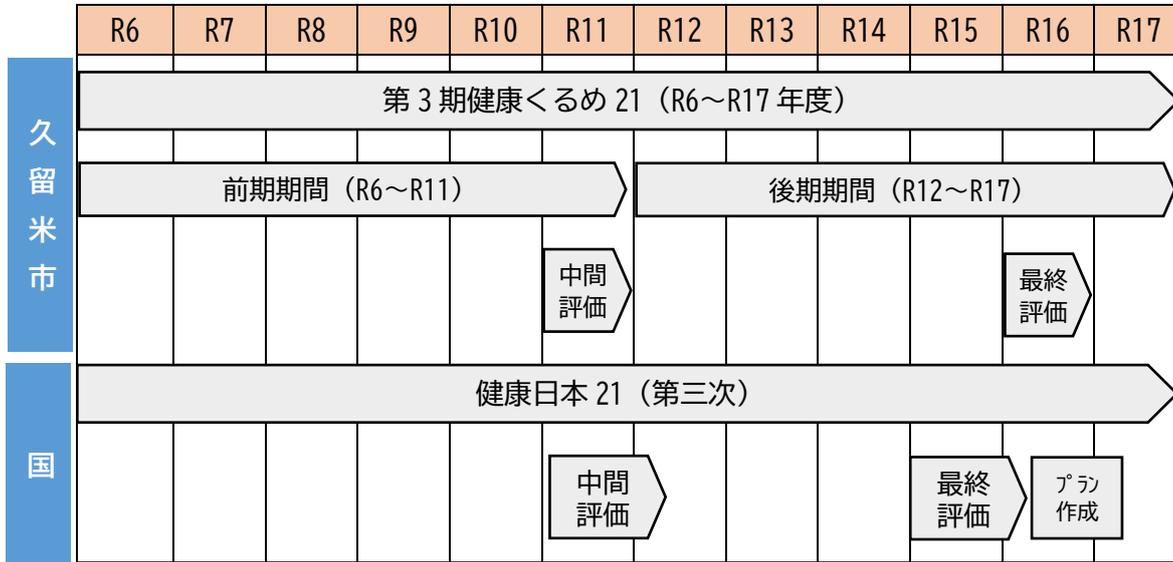
<本計画に関するSDGsの取組目標>



3 計画期間

本計画の期間は、国の基本方針の計画期間等にあわせて、令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）の12年間とします。

なお、新たな健康課題や社会情勢の変化への対応、計画や取組の進捗管理を行うため、計画策定から概ね6年を目途に中間評価を実施し、令和16年度に最終評価を行います。



4 計画の策定・推進体制

本計画の策定に当たっては、地域で活動する団体、事業者、関係団体、関係機関などとの意見交換を行い、関係部局の次長級職員で構成される「計画推進調整会議」において検討し、外部委員で構成される「計画推進協議会」の意見を聴いたうえで、副市長及び関係部局の部長級職員で構成される「計画推進委員会」において計画案を検討しました。

また、計画期間中には、毎年、基本となる指標の状況や取組状況について進捗管理を行って「計画推進調整会議」、「計画推進協議会」に報告し、中間評価等では、必要に応じて取組や目標の見直しを行うため、策定体制に準じて評価を行います。

